不正に係る調査の実施について

埼玉県産業技術総合センターにおける競争的研究費等の管理・運営に関する規程(以下「規程」という。)第21条第4項に基づいて定める不正に係る調査の実施についての体制及び手続等は、次のとおりとする。ここで不正に係る調査とは、競争的研究費等の不正使用や不正受給(以下、「研究資金不正」という。)に係る調査及び研究活動上の不正行為(以下、「研究活動不正」という。)に係る調査をいう。

なお、規程第20条第1項により、「埼玉県職員からの公益通報処理規程」に基づく通報窓口では、通報の受付、関係機関への通知、通報者への通知等(以下、「通報の受付等」という。)を行うこととなる。また、センター通報窓口では、通報の受付等を行うほか、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合にも対応するものとする。

1 不正に係る調査の要否の判断

- (1) 研究資金不正または研究活動不正に係る通報については、不正行為を行ったとする職員等の氏名、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に、これを受け付けるものとする。
- (2) 最高管理責任者は、通報窓口等から研究活動不正に係る通報を受けた旨の報告があった場合には、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、通報内容の調査における調査可能性、その他必要と認める事項についての予備的な調査に協力し、不正防止推進部署が予備的な調査を実施する。研究資金不正についてもこれに準ずるものとする。
- (3) 最高管理責任者は、不正防止推進部署から調査の要否の判断結果について通知を受けた ときは、通報の受付から30日以内に、調査を行う場合はその旨を通報者及び被通報者に 通知し、調査を行わない場合はその旨を通報者に通知するものとする。

このとき、研究資金不正については、調査の要否について配分機関及び関係省庁に報告する。また、研究活動不正については、調査を行う場合は配分機関及び関係省庁にその旨を報告する。

2 調査の実施

- (1) 最高管理責任者は、調査が必要と判断された場合には、調査方針、調査対象及び方法等を定めて配分機関へ報告し、協議する。
- (2) 最高管理責任者は、外部有識者を半数以上含む調査委員会を設置する。
- (3) 調査委員会の全ての委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有してはならない。
- (4) 研究活動の不正に関し、通報者及び被通報者は、調査委員の氏名や所属を示されてから 10日以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、調査機関は内容 を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交 代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。
- (5) 調査委員会は、調査が必要と判断されてから30日以内に調査を開始する。
- (6) 調査委員会は、不正の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用額等について、又は通報が悪意に基づくものであるかについて調査し、調査によって得られた、

物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して認定するものと する。なお、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定してはならない。

(7) 証拠が提出された場合には、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正であると の疑いが覆されないときは、不正と認定される。

また、被通報者が、実験ノートや証憑書類の不存在など本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被通報者の責によらない理由により、基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。

- (8) 最高管理責任者は、必要に応じて、被通報者に対して、調査対象制度の研究費の使用停止を命じることができる。
- (9) 通報者、被通報者及びその他の職員は、調査委員会が行う調査に誠実に協力しなければならない。
- (10) 調査委員会は、調査を開始してから150日以内に調査結果を最高管理責任者へ報告するものとする。ただし、調査が終了していない場合は、中間報告を行う。
- (11) 最高管理責任者は、調査の結果を速やかに被通報者及び通報者等(悪意に基づく通報と認定された場合は、通報者の所属機関を含む。以下、同じ。)へ通知するとともに、研究活動不正についてはそれと同時に、研究資金不正については通報等の受付から210日以内に、調査結果・不正発生要因・不正に関与した者が関わる他の競争的研究費における管理監査体制の状況・再発防止計画等を含む最終報告書を作成し、通報窓口等及び配分機関及び関係省庁へ報告する。ただし、調査が終了していない場合は、中間報告を行う。
- (12) 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認されたときは、 調査委員会の認定を受けて、必要により通報窓口等及び配分機関へ報告する。
- (13) 最高管理責任者は、配分機関の求めがあった場合には、調査の終了前であっても、調査の進捗状況又は中間報告を配分機関へ提出する。
- (14) 最高管理責任者は、配分機関の求めがあった場合には、調査に支障がある等、正当な理由があるときを除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。
- (15) 不正が認定された被通報者又は悪意に基づくと認定された通報者は、通知を受けた日から起算して14日以内に調査委員会に不服申立てをすることができる。
- (16) 不服申立てがあった場合、最高管理責任者は、その旨を速やかに配分機関及び関係省庁 へ報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。なお、不 服申立ての審査・再調査は調査委員会が行う。
- (17) 不服申立てに係る再調査の期間を50日以内とし、最高管理責任者はその結果を配分機 関及び関係省庁へ報告する。

3 通報者・非通報者の取扱い

- (1) 通報を受け付ける場合、通報内容や通報者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。
- (2) 通報窓口等に寄せられた通報の通報者、被通報者、通報内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、

関係者の秘密保持を徹底するものとする。

- (3) 悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に、通報者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
- (4) 相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、不利益な取扱いをしたりしてはならない。

4 調査結果の公表

- (1) 最高管理責任者は、調査の結果、不正の認定があった場合又は悪意に基づく通報の認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。
- (2) 不正の認定があった場合の公表する内容は、不正の種別、研究員名・所属、競争的研究費の名称及び課題名、不正の具体的な内容、処分の内容、調査委員会委員の氏名・所属及び調査の方法・手順等とし、悪意に基づく通報の認定があった場合の公表内容は通報者の氏名等とする。

5 定めのない事項

この取扱に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日(令和3年2月1日改正)文部科学大臣決定)及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)を参考にするものとする。

附則

この取扱は、平成27年9月28日から施行する。

附則

この取扱は、平成28年8月10日から施行する。

附則

この取扱は、平成28年10月1日から施行する。

附則

この取扱は、令和3年8月11日から施行する。

附則

この取扱は、令和4年10月25日から施行する。